

(設 置)

第1条 群馬大学大学院保健学研究科に、実践的保健学人材育成プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に関する企画及び運営等業務を行うため、高度保健学人材開発センター（以下「センター」という。）を置く。

(業 務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) プロジェクトの企画に関すること。
- (2) センターと県、市町村等との人的交流に関すること。
- (3) 高度保健学人材開発プログラムの周知に関すること。
- (4) 高度保健学人材開発プログラムの奨学金の審査に関すること。
- (5) リカレント教育による人材育成に関すること。
- (6) データの管理、解析に関すること。
- (7) プロジェクトの経費に係る運用に関すること。
- (8) センターの経費に係る運用に関すること。
- (9) プロジェクトの評価に関すること。

(部 門)

第3条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 企画部門
- (2) データ人材育成部門
- (3) データ管理・解析部門
- (4) 予算運営部門
- (5) 評価部門

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター長が指名する者

2 センター長は、保健学研究科長をもって充て、センターを代表し、センターの業務を掌理する。

3 副センター長は、センター長が指名する者をもって充て、センター長を補佐する。

(任 期)

第5条 前条第2号及び第3号の職員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター会議)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、センター会議を置く。

- 2 センター会議は、センターの運営に関する事項を審議する。
- 3 センター会議は、第4条第1項各号に掲げる職員をもって組織する。
- 4 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 5 議長は、会議を招集する。
- 6 議長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。
- 7 センター会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者をセンター会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(群馬保健学データプロジェクト連絡会議)

第7条 群馬県における健康施策の推進及びそれに貢献する人材育成のために、群馬県及び関係機関と情報共有等を目的として、群馬保健学データプロジェクト連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- 2 連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、関係部課等の協力を得て昭和地区事務部学務課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、センター会議の議を経て、研究科長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第4条第2号及び第3号の職員の任期は、第5条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和5年11月13日から施行する。